

「学びを通じたステップアップ支援促進事業」Q & A

問1 地方公共団体が受託する場合は、国だけではなく地方公共団体においても予算計上し、地方公共団体の会計の中で委託費の支出等を行う必要があるか。

答) 国において、地方公共団体向けの委託費として予算計上していることに加え、経費執行の透明性の担保の観点からも、地方公共団体においても必ず予算計上を行い、委託費を受け入れることが必要です。委託費として予算計上をしていないと、精算払を行うことが困難となりますので、必ず予算化をお願いします。

問2 本事業の実施に当たり、国は委託先へどのように関与するのか。

答) 本事業に係る業務の委託は、国と委託先が共同して行う実証研究と捉えています。文部科学省は、本業務の実施を希望する申請者と業務計画書段階から積極的に業務内容について意見交換を行って取組内容を決定し、業務実施段階においても、業務内容の検証を委託先と行い、必要に応じて業務内容の変更も行うなど、国、委託先それぞれの知見を活用し、より良い取組を目指したいと考えています。申請を検討している団体は、積極的に御連絡ください。

問3 地方公共団体内の全ての子供を対象とした取組を本事業で実施することは可能か。

答) 本事業は、地域の多様な教育資源を効果的に活用し、教育委員会や学校、地域若者サポートステーション、ハローワーク等との連携を強化し、高校中退者等の高等教育機関への進学や社会的自立に向けた切れ目ない支援体制を構築することを目的としており、全ての子供たちを対象とした取組は本事業の趣旨に沿いません。

問4 本事業は複数年度の実施を想定したものなのか。

答) 取組の実施、定着、展開等を考え、複数年度の実施が望ましいと考えています。ただし、本事業は単年度予算の事業であり、翌年度以降について予算が確約されているものではありません。

問5 委託要領別紙1～3それぞれ(別紙1・2においては「5」、別紙3においては「4」)に「備品は計上しないこと」と記載されているが、備品の定義を教えてください。

答) 備品は、「取得価格が10万円以上かつ耐用年数が1年以上のもの」とします。

問6 パソコンやタブレットの購入経費を本委託経費に計上することは可能か。

答) パソコンやタブレットが業務の実施に当たって必要であり、かつ、備品(備品の定義は問7を参照)に該当しないのであれば購入経費を「消耗品」として計上することは可能です。なお、業務の実施に必要なパソコンやタブレットが備品に該当する場合、リース契約を結びレンタルパソコン・タブレットに係る経費を「借料及び損料」として委託経費に計上することは差し支え

ありません。

問7 委託要領別紙1・2「5」、別紙3「4」の「借料及び損料」において、「会場、機器、器具、設備等は自前の会場等を使用する場合は、委託費から支出できない」との記載があるが、どのような場合に支出できるのか。

答) 本規程は、委託先が所有していて借料及び損料がかからない会議室等にもかかわらず、利用料を見積もって委託費として計上するのを防ぐものであり、「会場は自前の会場を使用する場合は、委託費から支出できない」「機器は自前の機器を使用する場合は、委託費から支出できない」(器具、設備等も同様)と解釈してください。例えば、ノートパソコンを自前で準備することができず、リースパソコンを自前の会議室で使用する場合、当該パソコンのリース料金を「借料及び損料」として委託費に計上することは差し支えありません。

問8 再委託を考えているが、再委託先に謝金規程や旅費規程がない。この場合、自由に設定してよいのか。

また、委託先の団体と再委託先ともに謝金規定や旅費規程を有しているが、再委託先の単価等が委託先の団体よりも高く設定されている。この場合、再委託先の規程に基づいて積算してよいのか。

答) 委託先である団体の規程を準用してください。委託先の団体において、特別な謝金単価を設定する場合は、理由書や当該決裁文書の写し等を添付するなど、証拠書類を準備してください(委託先と同様に、単価の妥当性について説明を求める場合があります)。

また、委託先と再委託先の両方が謝金や旅費の規程を有している場合、原則としてより安価な規程に基づいて積算してください。

問9 本事業の対象となる高校中退者等とはどのような者を指すか。

答) 本事業は、就職やキャリアアップにおいて不利な立場にある高校中退者等を対象に高等学校卒業程度の学力の習得を目指し、地域の生涯学習施設を活用した学習相談・学習支援を実施することを趣旨としていることから、その趣旨における対象者としてふさわしい者を指します。例えば、高等学校を中途退学し現在高等学校に在学していない者や中学校卒業後高等学校に進学していない者等です。

問10 学習相談・学習支援の実施を他団体に再委託することは可能か。

答) 委託業務のうち、その内容を第三者に委託することが業務を実施する上で合理的であると認められるものについては、委託業務の一部を再委託することが可能です。この場合、委託内容を適切に実施するに当たり、必要に応じて再委託できるという趣旨であり、再委託先への業務の丸投げは適切でなく、関係機関との連絡調整含め受託団体が責任を持って実施する体制を整えることが必要です。

問11 業務運営委員会を設置せず、業務運営委員会で検討すべき内容を既存の委員会等で検討することは可能か。

答) 可能です。ただし、本委託業務の経費として計上できるのは、本委託業務について検討する時間のみです。(他の議題と併せて開催する場合には、本受託業務に係る部分のみの時間を計上することが可能です。)

問12 学習相談・学習支援の実施場所についてどのような場所が適切か。

答) 学習相談・学習支援の実施場所については、地域の学習施設を念頭に置いています。この場合の「地域の学習施設」は、公立の図書館や公民館等の地方公共団体が設置する施設のみならず、青少年センターや、地域の人々を対象に何らかの学習活動・学習支援を行っている場も含まれます。。

貸し教室等の利用も可能ですが、会場費等が高額になりすぎないように留意してください。

問13 本事業の実施にあたり開催する職員等研修会の経費を委託費に計上することは可能か。

答) 関係機関との連携体制を整備するための研修会など、本事業の趣旨に沿って開催される研修会であれば可能です。

問14 学習相談・学習支援に必要な教材等を購入することは可能か。

答) 利用者等のための閲覧・貸出用として購入することは可能です。ただし、利用者等の個人への譲渡・配布を目的として購入することはできません。

問15 事業に参加する者の食費や宿泊費、高等学校卒業程度認定試験の受験料等を委託費に計上することは可能か。

答) 受益者負担を原則とするため、計上することはできません。

問16 委託要項・委託要領に委託業務として記載されている「実践モデルの作成」とは具体的にどのようなことか。

答) 高校中退者等の高卒資格取得や就労支援への円滑な接続等に向けた取組について、他の団体がモデルとして、参考にすることができるよう実施のためのノウハウや留意点等をわかりやすくまとめた成果物を作成することです。なお、実践モデルでは、業務の成果を適切に把握するための成果目標を設定し、達成状況を把握するとともに、アンケート調査などを実施し、業務の成果分析・検証を行い、ノウハウ・留意点等に反映させてください。

問17 業務の実施に当たって留意すべきことはあるか。

答) 例えば以下の点について留意してください。

学習相談・学習支援員として教育委員会事務局OB・OGや退職教員等を活用したり、学習支援の場として地域の学習施設を活用したりするなど、地域の既存の人的・物的資源を

有効活用し、全国の団体でも実施可能な取組モデルを構築すること。

単に学習相談・学習支援を実施するだけでなく、高等学校や地域若者サポートステーション等の就労支援機関、子ども・若者支援地域協議会、子ども若者総合相談センター等の関係機関との連携体制を整え、高校中退から就労支援への接続まで切れ目のない支援体制を構築すること。

問18 業務の成果を把握するための成果指標とはどのようなものか。

答) 業務の成果を把握するための成果指標を少なくとも以下の2つを設定し、業務終了後提出する報告書に成果指標に基づく成果を記載してください。なお、各地域の実態に合わせ成果指標を独自に追加することが望ましいです(例えば、学習相談・学習支援事業を利用した者を高等学校や就労支援機関等の関係機関に繋いだ割合など)。

- ・ 学習相談事業を利用した者のうち、高等学校卒業認定試験又は高等学校を受験した者の割合。
- ・ 学習支援事業を利用した高校中退者等のうち高等学校卒業程度認定試験に合格した者の割合。

問19 本委託費で学習相談員や学習支援員の人件費を計上することは可能か。

答) 可能です。

問20 「学習相談員」とはどのような人材か。

答) 教育委員会事務局OB・OGや退職教員等を念頭に 学びに応じた教科書や副教材の紹介、高等学校卒業認定試験の紹介、教育機関や修学のための経済的支援の紹介など、学習に関する相談・助言等を総合的に行う人材を想定しています。

問21 「学習支援員」とはどのような人材か。

答) 退職教員、学生等のボランティア、NPO法人等を念頭に高校中退者等の学習を支援する人材を想定しています。

問22 学習相談員、学習支援員はどちらも配置しなければならないのか。例えば、一人がどちらの役割も担うことは可能か。

答) 1人の人が学習相談・学習支援の両方を行うことは可能です。但し、本事業は、学習相談と学習支援両方を実施することを想定しており、それらを適切に実施するための必要な体制を整えることが求められることから、その点についての配慮が必要です。

問23 他省庁の事業や文部科学省の他事業、地方公共団体の事業などと連携させた事業の一部として本事業を活用することは可能か。

答) 関連する施策と本事業を有機的に組み合わせる事業を実施することは可能です。但し、本事業と他事業の実施範囲を明確に区別して実施・経費計上することが必要です。